商品概要説明書
わかばカードローン

２０２５年４月１０日現在

ご利用いただける方（借入条件）	次の条件を満たしている個人を対象といたします。 ・当金庫の会員、または会員資格を有し、申込時年令が満 20 歳以上 65 歳未満で安定継続した収入のある個人の方 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方
お使いみち	・自由（健全な消費資金として事業性資金、旧債返済資金等は除きます。）
ご利用極度額	・10 万円・20 万円・30 万円・40 万円・50 万円の５種類
ご利用期間	・１年、２年、３年（原則自動更新）（１年単位） ・最終貸越期限は更新予定日時点で満 70 歳までとします。
ご融資利率	・当金庫所定の利率とさせていただきます。 ＜ご融資利率につきましては金融情勢に応じて変化します＞
ご返済方法	・随時返済
お利息の計算方法	・毎日の貸越最終残高について、付利単位を 100 円として１年 365 日とする日割計算をいたします。毎年３月、９月の決算日において貸越元金に元加させて頂きます。
保証人・担保	・(一社)しんきん保証基金が保証致しますので保証人、担保は必要ございません。 （保証料は、ご融資利率に含まれます）
苦情処理措置 紛争解決措置	＜苦情処理措置＞ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法令等遵守委員会(9時～17時、電話: 0162-22-0625)にお申し出ください。 ＜紛争解決措置＞ 札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法令等遵守委員会、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法令等遵守委員会にお問合わせ下さい。
その他	・お申込みに際しては、事前に審査をさせていただきます。 結果によってはご希望に添えない場合もございますので予めご了承下さい。 ・わかばカードローンは、当金庫および他信用金庫、銀行、信用組合、農協、労金等提携金融機関のＡＴＭ（現金自動預入支払機）でご利用いただけます。 ・現在のご融資利率につきましては、窓口へお問合わせ下さい。

稚内信用金庫